

平成30年度第3回宮城県建築審査会議事録

- 1 開催日時：平成30年11月20日（火）
- 2 開催時刻：午後4時00分から午後5時30分まで
- 3 開催場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
- 4 出席者

宮城県建築審査会委員

会 長	風 見	正 三
委 員	柴 田	明 雄
委 員	柳 澤	陽 子（議事録署名委員）
委 員	高 橋	直 子
委 員	鈴 木	覚
委 員	高 田	修（議事録署名委員）

事 務 局

宮城県土木部建築宅地課

課長	奥 山	隆 明
副参事兼課長補佐（総括）	高 橋	真 由 美
技術副参事兼技術補佐（総括）	石 田	政 道
技術補佐（建築指導班長）	狩 野	徳 広
技術主査	遠 藤	津 戸 武
技 師	阿 部	博 之
技 師	築 場	圭 佑

傍 聴 人

0名

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

平成30年度第2回宮城県建築審査会議案の処理結果について

3 審議事項

第1号議案

建築基準法第3条第1項第三号の規定による保存建築物の指定に対する
同意について（山元町立旧中浜小学校）

4 報告事項

建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について

5 その他

- ・建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る事前同意基準の改正について
- ・次回の建築審査会の開催予定について
平成31年1月15日（火）午後4時から
宮城県行政庁舎11階 第二会議室

6 閉 会

会 議 の 進 行

- 事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
本日の会議の定足数を確認いたします。
本日は、委員5名の出席をいただいております。宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。
なお、会長が少し遅れますので到着まで建築基準法第81条第3項の規定によりまして、会長の代理である柴田委員に議事の進行をお願いいたしたいと思います。
それでは柴田会長代理審議の進行をお願いいたします。
- 会長代理 ただいまから、平成30年度 第3回宮城県建築審査会を開催いたします。
会長が到着するまでの間、暫時議事進行を務めさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。
- 事務局 傍聴者はありません。
- 会長代理 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、柳澤委員と高田委員にお願いします。
- 会長代理 会長不在のため、次第を変更しまして、
はじめに、次第の4の報告事項について、事務局から説明願います。
- 事務局 (事前同意について説明)

会長代理	事務局の説明について、何か質問ございますか。 ないようですので、次に移ります。
会長代理	次に次第5 その他について事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	次回の審査会に附議する建築基準法第43条第1項ただし書き許可にかかる事前同意基準の改正について、概要説明。
会長代理	事務局の説明について何か質問ございますか。 これは、今まで審査会の同意が必要だったものを、特定行政庁の認定になり、簡素化するということですよね。
事務局	そのとおりです。 (会長到着により、会長が議事進行)
会長	次第2の報告について事務局から説明をお願いします。
事務局	前回は9月11日に審査会を行いまして2つの議案がありまして、それぞれ許可承認を終了しております。 以上でございます。
会長	ただ今の説明について、委員の先生方、御質問等ございませんか。 (なし)
会長	報告に関しては以上とします。

< 次第3 審議事項 >

会 長 はじめに、本日審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 本日審議いただく案件についてご説明します。

報告事項1件と議案1件でございます。

審議事項の第1号議案につきましては、建築基準法第3条第1項第3号のただし書の規定による保存建築物の指定についての案件でございます。

場所は山元町で山元町立旧中浜小学校を震災遺構とする計画でございます。

< 第1号議案の審議 >

会 長 まず、個別の案件について審議いたします。

第1号議案について、事務局から説明願います。

事務局 (第1号議案について説明)

会 長 本件は、建築基準法第3条第1項第3号の指定に関することであり、保存のために法に適合させるための改修工事によって、震災遺構の価値を失われないように建築基準法の適用を除外するということですね。法の抵触事項についても精査されておられるようですね。

委員の先生方、御質問等ございませんか。

高橋委員 山元町中浜小学校はいつ竣工した建物ですか。

事務局 平成元年です。

柳澤委員	校舎2階のガイダンスルーム、展示スペースは、建築基準法における排煙の基準を満たしていないまま残すということですよ。見学者がそこにとどまる時間が長いと思われるのですが、排煙規定の代替策に対しては、何か策を講じているのでしょうか。
事務局	被災した状況をそのまま保存する意向で排煙設備を新たに設置は行いません。代替策としては、ソフト面で内部を案内するスタッフが常について、火災が起きても誘導できるようにし、また、各所に案内表示を設ける等の対応ということで考えております。
柳澤委員	わかりました。ソフト面の対策が大事だと思います。様々な場面を想定して十分に検討を行っていただきたいと思います。
柴田委員	開館時間は何時から何時までを予定していますか。
事務局	9時から17時を予定しています。冬期は16時までです。
柴田委員	営業時間は明るい日中の時間だけであるが、より一層安全に配慮するため、非常用照明は設置するとのことですね。
鈴木委員	建築基準法に抵触する条項で、閲覧室に1ルクス以上確保できない箇所はどの部屋のことでしょうか。
事務局	2階の普通教室等の人が入らない部屋です。原則入らない部屋なので、非居室と考えることもできますが、人が滞在する場所と空間的につながっていれば居室と考える場合もあるので、今回は1階2階の人が入らない一体空間について適用除外で扱うことと整理しております。
会長	遺構保存条例では、震災遺構としての概念や意義は、あんまり率直に書いてあるようには読めなかったのですが、被災した経験というものを遺構として残すというこ

との価値をまとめているということですかね。

それが第1点と、あと基準を満たさないっていうことがあるのだとしたら例えばソフト面で実際に利用する人数をコントロールするとか、安全を期するためのソフトの部分もあってしかるべきかなって気がしたのですが、そういう議論はあったのでしょうか。2点お願いします。

事務局 こちらの条例を策定する前に、山元町震災伝承検討委員会にて、よりよく後世に震災の情報を伝えるための手段を検討し、ハード面、ソフト面について如何に中浜小学校を保存していくかを検討し、条例を策定した流れとなっています。条例に基づく「保存活用計画」には、改修計画の他、運営に関しハード面、ソフト面でどのように対応していくかも記載されております。

柳澤委員 どこまで見せるかにもよるとは思いますけども、ワークスペースの床もかなり損傷し、建具も外れてしまっているという状況も見受けられます。今後地震があった際に壊れかかったものは危険な状態になると思われれます。どこまで手を加えるのか加えないのかを検討はしているのですか。

事務局 基本的にどこまで改修するか設計が固まってきておりまして、1-8の図面ですと、例えば1階の見学ルートブリッジ通路など人の通るところは手すりを設置し、限定しておりまして、人の動線に影響する天井部分とかは落下物がないように取り除いたりですとか、補強したりする計画となっています。人に危険が及ばない部分については、基本的に現状のまま残したいという意向がありますので、そちらはそのまま保存するという計画です。

委員会のガイダンスルームと展示スペースに関しましては、復旧できる箇所は復旧し、必要な箇所は新たな仕上げで改修する部分もあります。屋上の防水に関しましては、元々一般の人が通るような仕上げになってないということで、水もたまりやすくなっていますし、滑りやすい部分もありますので、人が歩いても滑らないような仕上げに改修する計画になっております。

柳澤委員 ちょっと原状復帰ぐらいにしといて欲しかった気がしますけどね。

	見学者が立ち入る範囲は明確に補修してあり、震災の遺構は出来る限りそのまま残す。等々ハッキリと解りやすい改修範囲・方法にすることにより、見学者は危険個所に立ち入らないと自主的にも判断しやすくなるかもしれませんね。
会 長	代替案で案内職員誘導という言葉が幾つか出てきますけど、非常時に備えての訓練や避難のオペレーションをしっかりとやると思いますが、そういうことも含めてソフト面についても少し今後検討する必要があるのかなと思います。保存活用計画の中身についても、しっかり精査した上で、その保存計画が妥当であるのかってことは確認しておく必要があるかもしれませんね。
会 長	それでは他に質問がないようでしたら、保存建築物の指定につきましては、同意するというにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議ありません。)
会 長	御異議がないようですので、本件は同意することとします。
会 長	以上をもちまして、本日の審議事項は終了いたします。
	< 次第 5 報告事項 >
事務局	次回の開催日程につきましては、平成31年1月15日(火)午後4時から11階の第2会議室での開催を予定しております。 開催については、別途文書でご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。 なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、よろしくお願いいたします。
	< 次第 6 閉会 >
事務局	以上で、本日の議事はすべて終了といたします。